

岐阜県公報

第 三 百 十 二 号
令 和 四 年 七 月 五 日
(火曜日)

目 次

規 則

岐阜県職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 二九五ページ

告 示

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定の解除

(環 境 管 理 課) 二九五

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定の解除

(同) 二九六

保安林の解除をしようとする旨の通知

(森 林 保 全 課) 二九六

公 示

土地改良事業計画の変更の適当の決定

(農 地 整 備 課) 二九六

土地改良区役員の退任及び就任

(岐 阜 農 林 事 務 所) 二九七

規 則

岐阜県職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十三号

岐阜県職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則(昭和四十六年岐阜県規則第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百四十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)の指定を次のとおり解除する。

令和四年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する要措置区域

令和三年岐阜県告示第三百五十六号により指定した区域（大垣市河間町二丁目五番並びに三丁目二六番一、二九番、三〇番及び二〇〇番一の各一部）のうち、大垣市河間町三丁目二九番及び二〇〇番一の各一部

二 指定に係る特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

岐阜県告示第二百四十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和四年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

令和三年岐阜県告示第三百五十八号により指定した区域（大垣市河間町三丁目二九番及び二〇〇番一の各一部）のうち、大垣市河間町三丁目二〇〇番一の一部

二 指定に係る特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

岐阜県告示第二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣が

ら保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和四年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

瑞浪市釜戸町字中畑二七二〇の六・二七五二の四・字大羽根四六九二の一（以上三筆国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

瑞浪市釜戸町字六田二五四七の八五・二五四七の一六・二五四七の二二五・字向田四三三七の二（以上四筆国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

公 示

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

不破郡北部土地改良区	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
	不破郡北部地区	大垣市役所 垂井町役場	令和四・八・七 五から 三まで

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年七月五日

岐阜県知事 古田 肇

旧六ヶ村土地改良区	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
	旧六ヶ村土地改良地区	海津市役所 養老町役場	令和四・八・七 五から 三まで

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和四年七月五日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住居	所
岐阜市佐野土地改良区	令和四・四・三〇	理事	豊吉孝司	岐阜市佐野	三六五番地 二五六番地

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住居	所
岐阜市佐野土地改良区	令和四・五・一	理事	豊吉久	岐阜市佐野	三五二番地一
		同	豊吉弘見	岐阜市佐野	三一三番地
		同	豊吉美保	岐阜市佐野	三三八番地一
		同	豊吉定	岐阜市佐野	四〇九番地
		同	吉田博	岐阜市佐野	三一六番地一
		同	吉田憲	岐阜市佐野	二六四番地一
		同	吉田正憲	岐阜市佐野	二三七番地
		同	豊吉昭	岐阜市佐野	一一〇番地
		同	脇川武巳	岐阜市佐野	

令和四年七月五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社